

逗子市市民災害見舞金支給条例施行規則(平成18年規則第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○逗子市市民災害見舞金支給条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月27日 逗子市規則第5号</p> <p>逗子市民災害見舞金支給条例施行規則(昭和44年逗子市規則第8号)の全部を改正する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、逗子市市民災害見舞金支給条例(平成18年逗子市条例第11号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(遺族の範囲等)</p> <p>第3条 条例第3条第1項に規定する被害者の遺族(以下「遺族」という。)は、被害者の死亡当時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係同様の事情にあるものを含む。)</p> <p>(2) 子</p> <p>(3) 父母</p> <p>(4) 孫</p>	<p>○逗子市市民災害見舞金支給条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月27日 逗子市規則第5号 改正 平成 年 月 日 条例第 号</p> <p>逗子市民災害見舞金支給条例施行規則(昭和44年逗子市規則第8号)の全部を改正する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、逗子市市民災害見舞金支給条例(平成18年逗子市条例第11号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(遺族の範囲等)</p> <p>第3条 条例第3条第1項に規定する被災者の遺族(以下「遺族」という。)は、被災者の死亡当時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係同様の事情にあるものを含む。)</p> <p>(2) 子</p> <p>(3) 父母</p> <p>(4) 孫</p>

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

2 見舞金を受ける順位は、前項各号の順序とし、同項第3号にあっては養父母を先にし、実父母を後にし、同項第5号にあっては養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 前項の順位が同じ遺族が2人以上ある場合は、その1人に見舞金を支給することにより全員に支給したものとみなす。

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

2 見舞金を受ける順位は、前項各号の順序とし、同項第3号にあっては養父母を先にし、実父母を後にし、同項第5号にあっては養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 前項の順位が同じ遺族が2人以上ある場合は、その1人に見舞金を支給することにより全員に支給したものとみなす。

(被害の程度)

第4条 条例第3条第2項に規定する被害の程度は、次の各号の定めるところによる。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のも

(2) 住家の半壊、半焼

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のもの

(申請及び決定等)

第4条 見舞金の支給を受けようとする者は、逗子市市民災害見舞金支給申請書(第1号様式)に次の表の区分による書類(複写したものを除く。)を添付し、市長に申請しなければならない。

【別記1 参照】

- 2 前項の規定による申請を未成年者である遺族が行う場合にあつては、当該遺族の保護者(親権者、後見人その他の監護する者をいう。)が代わつて申請する。
- 3 前条第3項の場合にあつては見舞金の申請及び受領について代表者1名を選任し、前2項の規定による申請の際には、代表者選任届書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、逗子市市民災害見舞金支給決定(却下)通知書(第5号様式)により申請者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第1項の表に掲げる書類のみで前項の規定による審査が困難である場合は、別に書類の提出を求めることができる。
- 6 市長は、第4項の規定による決定後速やかに見舞金の支給を行わなければならない。

(見舞金の内払)

(3) 床上浸水

住宅の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの

(4) 消火活動による著しい損害

消火活動に伴う水等による損害に係る部分が、住家の延床面積の20パーセント以上に達した程度のもの

(申請及び決定等)

第5条 見舞金の支給を受けようとする者は、逗子市市民災害見舞金支給申請書(第1号様式)に次の表の区分による書類を添付し、市長に申請しなければならない。

【別記1 参照】

- 2 前項の規定による申請を未成年者である遺族が行う場合にあつては、当該遺族の保護者(親権者、後見人その他の監護する者をいう。)が代わつて申請する。
- 3 第3条第3項の場合にあつては見舞金の申請及び受領について代表者1名を選任し、前2項の規定による申請の際には、代表者選任届書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、逗子市市民災害見舞金支給決定(却下)通知書(第5号様式)により申請者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第1項の表に掲げる書類のみで前項の規定による審査が困難である場合は、別に書類の提出を求めることができる。
- 6 市長は、第4項の規定による決定後速やかに見舞金の支給を行わなければならない。

(見舞金の内払)

第5条 条例第3条第1項第2号の規定により見舞金の支払を受けた者が当該見舞金の対象となった傷害が原因で死亡し、条例第3条第1項第1号の規定により見舞金を受けることとなったときは、既に受けた見舞金は、その内払とみなす。

(欠格事由)

第6条 条例第5条第1項の見舞金対象者の故意又は重大な過失によるものとは、次の行為をいう。

(1) 自殺行為又は犯罪行為

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第64条から第68条まで(第66条の2及び第67条を除く。)の規定に違反する行為及び当該車両への同乗

(3) 法律上故意又は重大な過失に当たる行為

(見舞金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、当該見舞金に相当する金額又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に発生した災害に係る見舞金の支給については、この規則による改正前の逗子市民災害見舞金支給条例施行規則の

第6条 条例第3条第1項第2号の規定により見舞金の支払を受けた者が当該見舞金の対象となった傷害が原因で死亡し、条例第3条第1項第1号の規定により見舞金を受けることとなったときは、既に受けた見舞金は、その内払とみなす。

(欠格事由)

第7条 条例第5条第1項の見舞金対象者の故意又は重大な過失によるものとは、次の行為をいう。

(1) 自殺行為又は犯罪行為

(2) 法律上故意又は重大な過失に当たる行為

(見舞金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、当該見舞金に相当する金額又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に発生した災害に係る見舞金の支給については、この規則による改正前の逗子市民災害見舞金支給条例施行規則の

例による。

第1号様式(第4条関係)

(略)

第2号様式(第4条関係)

(略)

第3号様式(第4条関係)

(略)

第4号様式(第4条関係)

(略)

第5号様式(第4条関係)

(略)

例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に発生した災害に係る見舞金の支給については、この規則による改正前の逗子市市民災害見舞金支給条例施行規則の例による。

第1号様式(第4条関係)

(略)

第2号様式(第4条関係)

(略)

第3号様式(第4条関係)

(略)

第4号様式(第4条関係)

(略)

第5号様式(第4条関係)

(略)

【別記1】

現行

条例第3条第1項の区分	災害の事実を証明する書類	被害の状況を証明する書類	申請者を確認する書類
第1号(死亡)	<u>自動車安全運転センターの交通事故証明書</u> 、被災証明書(証明願)(第2号様式)	死亡診断書又は死体検案書	遺族であることを証明する戸籍謄本等
第2号(入院)	その他の官公署が証明したもの	入院証明書(第3号様式)	
第3号(<u>住宅の全壊等</u>)	又は現場の責任を有する者が証明したもの	被災証明書(証明願)	住民票の写し
第4号(<u>住宅の半壊等</u>)	たもの	被災証明書(証明願)	住民票の写し

改正後(案)

条例第3条第1項の区分	災害の事実を証明する書類	被害の状況を証明する書類	申請者を確認する書類
第1号(死亡)	被災証明書(証明願)(第2号様式)その他の官公署が証明したもの又は現場の責任を有する者が証明したもの	死亡診断書又は死体検案書	遺族であることを証明する戸籍謄本等
第2号(入院)		入院証明書(第3号様式)	
第3号(<u>住家の全壊、全焼又は流失</u>)			
第4号(<u>住家の半壊、半焼</u>)		<u>被災証明書(証明願)</u>	<u>住民票の写し</u>
第5号(<u>住家の床上浸水</u>)			
第6号(<u>消火活動による著しい損害</u>)			

